

第 4 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 4 年 9 月 1 3 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 第 13号議案 | 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 第 14号議案 | 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 第 15号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 4 | 第 16号議案 | 訴えの提起について |
| 日程第 5 | 第 41号議案 | 教育用パソコン備品購入契約の締結について |
| 認定第 6 | 第 17号議案 | 平成24年度宍粟市一般会計補正予算 (第2号) |
| | 第 18号議案 | 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) |
| | 第 19号議案 | 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 20号議案 | 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 21号議案 | 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 22号議案 | 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 23号議案 | 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 24号議案 | 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 25号議案 | 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) |
| | 第 26号議案 | 平成24年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第1号) |

		号)
	第 27号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
	第 28号議案	平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	第 29号議案	平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 30号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 31号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 32号議案	平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 33号議案	平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 34号議案	平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 35号議案	平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 36号議案	平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 37号議案	平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 38号議案	平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 39号議案	平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 40号議案	平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	第 42号議案	宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 43号議案	宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結について

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 第 13号議案 | 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 第 14号議案 | 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 第 15号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 4 | 第 16号議案 | 訴えの提起について |
| 日程第 5 | 第 41号議案 | 教育用パソコン備品購入契約の締結について |
| 日程第 6 | 第 17号議案 | 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号） |
| | 第 18号議案 | 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 19号議案 | 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 20号議案 | 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 21号議案 | 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 22号議案 | 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 23号議案 | 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 24号議案 | 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 25号議案 | 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 26号議案 | 平成24年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 27号議案 | 平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 28号議案 | 平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 第 29号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |

て

- 第 30号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 31号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 32号議案 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 33号議案 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 34号議案 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 35号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 36号議案 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 37号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 38号議案 平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 39号議案 平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 40号議案 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第 42号議案 宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 第 43号議案 宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結について
- 日程第 10 第 44号議案 山崎小学校校舎改築工事請負契約の締結について

応 招 議 員 (2 0 名)

出 席 議 員 (1 9 名)

1 番 岸 本 義 明 議 員

2 番 寄 川 靖 宏 議 員

3 番 木 藤 幹 雄 議 員

4 番 秋 田 裕 三 議 員

5番	東	豊	俊	議員	6番	福	嶋	齊	議員		
7番	伊	藤	一	郎	議員	8番	岩	蒨	昭	美	議員
9番	藤	原	正	憲	議員	10番	大	倉	澄	子	議員
11番	實	友		勉	議員	12番	高	山	政	信	議員
13番	山	下	由	美	議員	14番	岡	前	治	生	議員
16番	小	林	健	志	議員	17番	大	上	正	司	議員
18番	西	本		諭	議員	19番	岡	崎	久	和	議員
20番	岡	田	初	雄	議員						

欠席議員（1名）

15番 山根 昇 議員

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	中	村	司	君	書	記	榎	谷	米	男	君
書	記	清	水	圭	子	君	書	記	原	田	渉	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	路	勝	君	副	市	長	岩	崎	良	樹	君											
教	育	長	小	倉	庸	永	君	会	計	管	理	者	杉	尾	克	君								
一	宮	市	民	局	長	福	元	晶	三	君	波	賀	市	民	局	長	西	川	龍	君				
千	種	市	民	局	長	阿	曾	茂	夫	君	企	画	総	務	部	長	清	水	弘	和	君			
ま	ち	づ	く	り	推	進	部	長	西	山	大	作	君	市	民	生	活	部	長	岸	本	年	生	君
健	康	福	祉	部	長	秋	武	賢	是	君	産	業	部	長	前	川	計	雄	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	藤	原	卓	郎	君	土	木	部	長	平	野	安	雄	君		
水	道	部	長	米	山	芳	博	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	岡	崎	悦	也	君		
総	合	病	院	事	務	部	長	広	本	栄	三	君	消	防	本	部	消	防	長	幸	島	幸	博	君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。連日、御苦勞さんでございます。

初めに、御報告を申し上げたいと思います。

本日、山根 昇議員より本会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日、市長から議案3件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第13号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第13号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る9月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） おはようございます。

第13号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について、平成24年9月3日に審査付託のありました第13号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例については、9月4日に第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第13号議案は、水質汚濁法施行令や下水道法等が改正になったことにより、その基準を準用する市の条例も同様に改正を行うものであります。

今回、基準に追加される1・4ジオキサンの排出については、現在のところ、宍粟市内に該当施設はございません。

審査の結果、第13号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべ

きものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論であります。本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これにて討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第13号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、可決することに決しました。

日程第2 第14号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第2、第14号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る9月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） おはようございます。宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についての当委員会関係部分は、9月4日に第7回民生生活常任委員会を招集し、審議を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告

申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第14号議案については、電気自動車の普及により、充電時間を短縮する急速充電設備の設置が進められております。宍粟市においても火災予防上、安全対策について条例を改正する必要がある、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論であります。本議案に関しましては発言通告がございません。これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第14号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、可決することに決しました。

日程第3 第15号議案

続いて、日程第3、第15号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本議案は、去る9月3日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年9月3日に審査付託のありました第15号議案、過疎地域自立促進計画の変更について、平成24年9月4日に第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第15号議案は、平成22年12月に策定した「過疎地域自立促進計画」に計上されている過疎地域の自立のための振興施策について、事業の追加による計画変更であります。

変更内容の主なものは、「産業の振興」として、戸倉スキー場及びちくさ高原スキー場施設設備修繕事業であります。

また、「交通体系の整備」としては、波賀管内の市道岸脇線道路改修事業、市道赤西線道路防災事業及び斉木・馬橋橋梁整備事業並びに簡易除雪機整備補助事業であります。さらに、「生活環境の整備」としては、下水道事業監視システム改修事業であります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論であります。本議案に関しましては発言通告がありませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第15号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第15号議案は、可決することに決しました。

日程第4 第16号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第4、第16号議案、訴えの提起についてを議題といたします。

本議案は、去る9月3日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 第16号議案、訴えの提起について、平成24年9月3日に審査付託のありました第16号議案、訴えの提起については、9月4日に第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第16号議案の内容としましては、平成20年8月分から市営住宅の家賃を滞納し、何回となく行った訪問徴収や督促、催促にも応じず支払いの意思が見られない入居者に対し、住宅の明け渡し請求、家賃の請求、損害賠償金の支払い訴訟を提起するものであります。

審査の結果、第16号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます

以上です。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 14番です。訴えの提起ということで、公営住宅を出て行ってほしいという、市にとっては最終的な手段に初めて訴えられるということで、特に大切であると思いますので、本会議でもお聞きしたわけでありましてけれども、今回、このケースが一つの宍粟市としては基準になろうかと思えます。それで、本会議でも申し上げておりましたけれども、当然入居に当たっては連帯保証人を1名、

一部例外を除いてはつけなければならないというふうになっておりましたけれども、まずは連帯保証人への対応をすべきであったかなと思うんですけども、そのあたり、どういうふうになっておったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、滞納額も何年から滞納があったというふうなことは答弁ありましたけれども、実際どの程度の滞納額になっておったのかとか、あと、今も徴収で督促やとか、直接徴収に行ったとか、いろいろなことも言われてんですけども、実際に何回督促されてとか、実際直接徴収に行って、直接面接して会えたのは何回であるとか、あと分納誓約がもとれておったとしたら、分納誓約をしたけれども、これが守られなかったとか、そういうふうなことが今後における一つの訴えを起すかどうかの判断基準にもなってこようかと思っておりますので、私は本会議ではそれらの詳細な資料の提出を委員会でされるよう求めておったんですけども、そのあたりははっきりしたものが出てきたのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） まず初めに、連帯保証人について質疑がございましたので、お答えしたいと思います。

最初に断わっておきますが、行政側からの報告のみになろうかと思いますが、よろしくお伺いいたします。

連帯保証人の署名については、本人のものでないということで、非常にもめておるといふか、そういうこととございます。ほんなら誰が署名したんだということですが、これは奥さんが書かれたということとございまして、本人は知らないというふうな形とございます。

そして、報告によりまして、公営住宅につきましては、こういうことはあまり考えておらなかったと。そして、今後は本人の確認を、いわゆる確認できるもの、例えば免許証とか保険証とかで確認をしたいと、そのように報告を受けております。

そして、金額につきましては、幾らというふうなことはちょっと把握しておりません。

そして、督促・催促につきましてですが、平成20年8月から滞納を始めまして、49回にわたって行っております。なかなか本人に会えなく、そして46回中ですが、その中の5回、本人にお会いをしましてお話を聞くと、払う意思が見られたということで、これだけ延びたそうとございます。最後に会われたのは平成24年6月18日、そしてその前に会われたのが平成23年7月11日とございます。その7月11日のとき

に、3万円の入金があったそうでございます。これは払ってくれるなというふうに思われたというふうに報告がございました。そして、それから幾度となく本人に会うわけですが、夜は会えず、そして朝早く、いわゆる起きられる前に行って会おうとしましたが、本人は逃げるように出られたということでございます。

それから、本人のいわゆる能力といいますか、払える能力があるのかないのかというふうにお聞きをいたしました。軽自動車にも乗っておられて、税も払われておる。水道料金なども払われておる。仕事もされておられます。また、年のほうも50歳とまだ働ける年でございます、それなら払える能力があるんじゃないかなというようなことから、委員会ではこういう形で判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 状況はよくわかったんですけど、一つ、本人の理由だけではなしに、今回冒頭で言った連帯保証人のことも、今回の訴えの提起に至った大きな要因であるのではないかなと思います。通常連帯保証人ということであれば、連帯保証人を受けていただけましたかというふうな、金融機関なんかもそうだと思うんですけども、確認の電話なり、当然実印をつけるというふうなことになるかと思うんですけども、そういうことの確認が今回はされていなかった。そういう結果、こういう滞納というふうな状況になった結果、実は妻が記載しておったもので、その書かれた本人さんは知らないというふうな結果になっておるんじゃないかと思うんですね。

そういうことから言うと、今回のケースについては、行政側の事務的な落ち度というふうなものも当然あるんじゃないかなと思いますから、今回、議案としては訴えの提起ということだけでありますけれども、この訴えが和解とかそういう格好で実際裁判にならなければいいですけども、やっぱり裁判になった段階においては、やっぱり委員長としてその状況をつぶさに当局のほうから報告をしていただいて、そういう当局側の一定のミスもあるわけですから、そのあたりも含めてどう審議が進むかというふうなことを必ず報告受けるように、当局に対しては要望をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） おっしゃるとおりでございます。幾度となくお会いしたときに、払う意思が見られたということが、これだけ延びたという原因になったかと思います。

それから、連帯保証人につきましては、もう今後そういうことのないようにというふうなことでございます。委員会といたしましても、このことにつきましては、きつく指摘をしたわけですが、公営住宅については、そういうことが本当に甘かったというふうな報告がありました。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論であります。本議案に関しましては発言通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第16号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第16号議案につきましては、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第16号議案は、可決することに決しました。

日程第5 第41号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第5、第41号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る9月3日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年9月3日に審査付託のありました第41号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結について、9月4日に第7回総務文

教常任委員会を招集し、審査を行ないましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第41号議案につきましては、神野小学校、神戸小学校、染河内小学校、下三方小学校、三方小学校、繁盛小学校及び山崎西中学校の7校において、児童生徒の学習用パソコンが更新時期を迎えたことによる備品購入契約の締結であります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論であります。本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これにて討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第41号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第41号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は、可決することに決しました。

日程第6 第17号議案～第28号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第6、第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から第28号議案、平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正

予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

本議案は、去る9月3日の本会議でそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

- 総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年9月3日に審査付託のありました、第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分について、9月4日に第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告致します。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第17号議案につきましては、歳入では、地方交付税については額の確定による増額、国庫支出金では総務省の「緑の分権改革」調査事業委託金の追加、財産収入では、「伊沢の里」の決算に伴う配当金を計上、繰越金では、平成23年度決算に基づき、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額の計上であります。

また、諸収入では、本年度から新たに配分されることになりましたサマージャンボ宝くじの市町交付金を計上、市債では、事業費の変更等による合併特例債、過疎対策事業債の精査や臨時財政対策債の確定による増額であります。

歳出では、人事異動等による人件費及び関連費用の精査、総務費では地方財政法の規定による前年度決算に係る剰余金の2分の1ルールに基づいて、財政調整基金に積み立てるための予算措置、並びに総務省の「緑の分権改革」調査事業の委託を受け、「未来のふるさとモデル事業」として委託料を計上、また消防費では自治会集会施設整備事業補助金の増額補正等であります。教育費では、燃料費高騰による生徒海外派遣参加事業補助金の増額、市町村振興協会の図書整備支援交付金による図書整備、コミュニティー助成事業による地域の芸術環境づくり事業補助金の増額補正及び山崎給食センター施設改修工事等であります。

以上が今回の補正内容の主なものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

- 民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 当委員会に付託されました第17号議案から報

告いたします。

歳入の主なものとしては、市税では現年課税分賦課決定により固定資産税、都市計画税が減額されております。また、前年度国県補助金の事業費の確定による精算、消防広域化による電算システムの構築事業の各構成市町からの負担金が計上されております。

次に、歳出の主なものについては人事異動による人件費の精査、前年度国県補助金の事業費確定による精算、また、さつき園デイサービス施設設置に伴う補助金の増額、外出支援サービスの利用拡大による委託料の増額、消防広域化電算システム等構築に係る費用が増額計上されております。広域化協議会の段階での予算執行について異議がありましたが、平成25年4月1日からの発足を目指しており、仕方ないものとして賛成多数で可決いたしました。

次に、第18号議案については、前年度国県補助金の事業費の確定による精算、人事異動に伴う人件費の精査によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

次に、第19号議案につきましては、前年度事業費の精算、人事異動に伴う人件費の精査によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第20号議案につきましては、前年度事業費の精算によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第21号議案につきましては、前年度事業費の精算によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第22号議案につきましては、前年度国県補助金の事業費の確定による精算、人事異動に伴う人件費の精査によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第27号議案につきましては、企業債利息の確定、人事異動に伴う人件費の精査、医事用システムの更新によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成24年9月3日に審査付託のありました、

第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分、第23号議案、平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、第24号議案、平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第25号議案、平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第26号議案、平成24年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）、第28号議案、平成24年度農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の6議案について、9月4日に、第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

いずれの議案でも人件費や関連する費用の精査による補正を行っております。ほかに、第17号議案の当委員会関係部分の主な内容は、災害復旧に係る補助金や分担金、復旧経費の補正、農林水産業費では、鳥獣被害防止総合事業の箇所追加や森林整備地域活動支援の継続、混交林整備事業の箇所追加等による補正を計上、土木費では、道路改良費や交通安全施設費、河川水路関係等の補正が計上されております。また、各上下水道や農業共済の特別会計への繰出金の補正を行っております。それぞれの会計でも繰入金の補正を行っております。

このほか、第23号議案では、高料金対策繰入金の減額による補正等を行っております。

第24号議案では、高資本費対策等に関する補正や事業所の人数算定の見直しによる使用料の減額や浄化センター監視装置の修繕等の増額を計上しています。

第25号議案では、事業所の人数算定の見直しによる使用料の減額や浄化センターシーケンサーの修繕等の増額を計上しています。

第28号議案では、家畜共済事業において評価基準変更に伴い共済金の増額を行っております。

審査の結果、本委員会に付託されました補正予算の6議案につきましては、いずれも適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑、討論、採決は一部分割して行います。

まず、第17号議案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようであります。

以上で、質疑を終わります。

続いて、第17号議案について、討論を行います。

通告がございますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 14番です。日本共産党議員団を代表して、第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)についての反対討論を行います。

消防の広域化は、現在協議中であり、まだ決定しているわけではありません。にもかかわらず、電算システムをつくり替えるための予算が5,873万円計上されております。広域化の正式な決定までには広域化に関する協議を行い、組合の規約を作成し、その広域消防に関する一部事務組合の設置に対して関係する自治体の議会が全て議決しなければなりません。その協議の内容もまだ数回の協議会が開かれただけで、各自治体の負担割合や人事配置など、広域化のメリットやデメリットが市民にとってわかりやすいことが協議されるのはこれからであります。

私は、この問題点を本会議の質疑でもただしましたが、副市長は広域化を前提に進めているので問題はないとの答弁を行いました。このようなやり方は議会軽視も甚だしいものであります。正式決定していない消防の広域化を実際の準備も同時並行で進めるということによつて、事実上広域化を決定事項としてしまおうとするやり方であります。そして、万が一、今後の協議の中で広域の話が破綻すれば、大きな公費の無駄遣いになるおそれもあります。このように行政側が協議と同時並行で準備を進める理由は、今年度中に全ての広域化に関する事務をやり切り、来年4月1日よりの運用が前提にあるからです。しかし、今年7月の新聞報道などでは、全国的に消防の広域化が進んでいないことから、例えばこれは産経ニュースでありますけれども、消防審議会は全国の消防本部の再編、広域化計画の実施時期を今年度末から5年程度延長する中間答申素案をまとめた。再編が遅れているため、国や都道府県の支援を促す一方、本部ごとの管轄人口を30万人以上とした目標も地域に応じて柔軟に対応するとしたとあります。時間がないからと市民の命と財産を守る消防のあり方の協議が十分に行われないうまま広域化が進められてるとしたら重大な問題であります。しかも、議会の最終議決も済んでいない段階での広域化のための予算執行などはあってはならないことでもあります。

以上で討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 続いて、賛成者の発言を許します。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） それでは、第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

消防広域化に伴う電算システムなど構築に係る経費が計上されておりますが、平成25年4月にシステムを稼働させるには、広域消防本部が設置されてからの予算執行では時間的余裕もなく、各構成市町とも足並みをそろえ、9月議会で議決を受けるべく議案が上程をされております。各市町と連携を図り、広域化を円滑に進めるためにも必要な予算措置であります。各議員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第17号議案を採決いたします。

第17号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第17号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第17号議案は、可決することに決しました。

続いて、第18号議案から第22号議案までの5議案について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようであります。

以上で質疑を終わります。

続いて、第18号議案から第22号議案までの5議案について討論を行います。本議案に関しましては、発言通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、第18号議案から第22号議案までの5議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第18号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第18号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第18号議案は、可決することに決しました。

続いて、第19号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第19号議案は、可決することに決しました。

続いて、第20号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は、可決することに決しました。

続いて、第21号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、可決することに決しました。

続いて、第22号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、可決することに決しました。

続いて、第23号議案から第28号議案までの6議案について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、第23号議案から第28号議案までの6議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告がありませんので、これで討論を終了したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、第23号議案から第28号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第23議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、可決することに決しました。

続いて、第24号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、可決することに決しました。

続いて、第25号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第25号議案は、可決することに決しました。

続いて、第26号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第26号議案は、可決することに決しました。

続いて、第27号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第27号議案は、可決することに決しました。

続いて、第28号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、可決することに決しました。

日程第7 第29号議案～第40号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第7、第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから第40号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

当該12議案につきましては、去る9月3日の本会議で提案説明が終わっております。

したがいまして、これから決算質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。あらかじめお断りしておきますけれども、私も決算委員になる予定になっておりますので、あくまで総括的な質疑として内容的には市長なり副市長の考えをお聞きしたいと思います。必要な資料については決算特別委員会の中で出していただいたら結構ですので、基本的な考え方なり資料が出せるかどうか、その旨お示し願えればと思います。

まず、市の財政状況についてでありますけれども、一般の地方自治体の財政が厳しい厳しいということが言われるようになってから、大変久しいわけであります。そういうふうな中で地方公共団体の財政健全化に関する法律による宍粟市においても4指標が示されております。これについては兵庫県下では、また全国ではどのような位置にあるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

といたしますのは、例えば将来負担比率、今、平成23年度決算で180.7%ということになりますけれども、この数字は低ければ低いほどいいというふうなことはわかるわけでありますけれども、兵庫県下である統計資料を見ますと、100%を将来負担率が切っているような自治体もあります。そういうふうなことからいいますと、その厳しさにもいろいろな段階がある。国が決めている段階はそれぞれ基準としてあるわけでありますけれども、宍粟市として本当に厳しさというのがどの程度の厳しさがあるのかというのがなかなかわかりにくい。だから、厳しいから新しい施策には取り組めないというふうなことになるかと思うんですけれども、その厳しさの本当の意味合いを知りたいわけでは。

ですから、今現在はまだ合併してから10年たっておりませんが、10年たれば順に一本化算定の方向に進んでいって、15年後には一本算定というふうなことになるわけでありますけれども、今現在として、もし一本算定というふうなことになったとすれば、普通地方交付税がどの程度になって、今言いました、例えば将来負担率の180.7%というのが恐らくもっと、今から一本化算定されるまでには時間があるかと思っておりますけれども、もし今現在一本化算定するとすれば、どの程度の数値まで上がるのかとか、あと経常経費についても当然上がろうかと思うんですけれども、どういうふうなことになるのかとか、そういうふうな宍粟市の本当の意味で

の財政が本当につついっぱい厳しいのか、それともある程度の余裕を持ちつつも来ているのか、そういうふうなところを私は見きわめたいなというふうに思うわけです。

それで、例えば単純な計算で経常収支比率を逆算して計算してみますと、どの程度余裕があるのか。余裕というふうに見ていいのかどうかわかりませんが、新しい政策的な経費に使える金額というのが逆算すると9億3,444万円というふうな数字が出てきます。この数字を大きいと見るか、小さいと見るか、そのようなことも含めて財政の厳しさというふうなことを、ただ単に厳しい厳しいというふうに言っておっても、なかなか市民の生活が前行きしないわけですから、そのあたりのところを市長や副市長としてどういうふうに考えておられるのか。その資料については総務部長が出せるのか、その試算が可能かどうかということもありますけれども、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それと、次は県産木材供給センターについてでありますけれども、これについては御存じのように、市は用地の造成から進入路と大変多額の経費を投資しております。ですから、実際に稼働しているのは民間企業でありますけれども、ある意味大変大きな公益的な目的があるから、市もそこまで投資をしたというふうなことになるかと思えます。ですから、当初の目的をしっかりと果たしているかどうか、議会としてもチェックをする必要があると思えますけれども、この前の産業建設常任委員会の委員長の報告では、資料は出されたけれども、その資料自体は回収されて、あくまで口頭での報告でありました。そういうふうなことで本当にいいのかなど。順調に乗るまでには当然時間を要する問題でありますけれども、当然広域的な意味で市のお金も当然たくさん投資している事業であるだけに、その事業が今現在どういうふうに進捗しているのか、そういうふうな決算であるとか、事業報告、また雇用人数であるとか雇用形態、そういうふうなことについてはしっかりと議会としてもチェックする必要があると思えますので、例え民間企業といえども市長のほうからそういうふうな客観的な資料を提出するよということであれば、向こう側も応じていただけるんじゃないかと思えますので、そのあたりのところを市長、どういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思えます。

次、3点目でありますけれども、フォレストステーション波賀の経営状況についてであります。

この6月議会に平成23年度のそれぞれの第三セクターの決算報告がございました。その中で四つの道の駅を中心に観光目的でやっている第三セクターで黒字決算をし

ているのは伊沢の里だけでありました。そういう中で、あとの三つの第三セクターも東日本大震災の影響であるとか、姫取線の開通、こういうふうなこと、特に東日本大震災の影響で上半期大変観光に対しての気分的な感情もあって売り上げが落ちたというのは共通しているようではありますけれども、しかし、平成23年度のフォレストステーションの経営の決算状況を見てみますと、累積債務として約7,000万円程度に膨らんでいるようであります。そして、その決算資料に載っております「株主資本等変動計算書」によりますと、残高は約3,000万円というふうなことになっております。今年度も昨年度と同様の赤字が3,000万円というふうな規模で起こるとすれば、資本金が9,500万円でありますから、この資本金を超える赤字となるようなことになって、経営そのものが、今度、金銭的な意味で借り入れをしなければ回っていかないというふうなことになろうかと思えます。

そういうことで、今現在わかっているのであれば教えていただきたいんでありますけれども、今年度の上半期の収支状況はどのような見通しになっておるのか。また、市長として経営改善対策というふうなこと、総務文教常任委員会には、てこ入れをするというふうな報告もあっておるようでありますけれども、具体的にどのような対応を考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

それと、最後に、地方バス等公共維持対策交付金について、お聞きいたします。

一般質問の中でも住民の足を守る問題についてはいろいろなことが提案されております。それで、私が気になりますのは、決算上は6,200万円の補助金が計上されております。でも、以前、総務文教常任委員会に出されておりました資料を見ますと、結局、市を通さずに国県が直接神姫バスに補助金を出している路線もあって、総額では1億を超えるような金額が赤字路線維持対策費として計上されておるといふふうなことになっておろうかと思えます。そして、これらの交付金が本当に生きたお金になっているのかどうかということなんですね。朝晩については、確かに高校生がたくさん乗って、朝なんかについては本当に乗り切れないというふうな状況が、山崎で降りて下のたつの方面へ行くときには乗り切れないような状況もあるというふうなことも聞き及んでおりますけれども、でも、逆に昼間といいますか、通勤時間帯、通学時間帯を過ぎれば、本当に極端に言うと、空で走っているようなバスを多く見かけるといふふうなことになっております。

それで、この前も一般質問で出ておりましたけれども、それを、もし定額運賃にすれば、利用状況が増えるのではないかというふうなことを考えた場合に、そちらのほうにこういうふうな補助金を振り替えることによって、人数的には、もし国県

の補助金は当たらなくなっても、もっと有効に公費が使われるというふうな考え方もできるんじゃないかなと思うんですね。ですから、そのあたりのところをやっぱりこの間も同僚議員から定額運賃にしてはというふうなことが私も含めて申し上げておりますので、どうすれば本当に乗りやすい、利用しやすいバス路線になるのかなというふうなことを真剣に考えなければいけないんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりも市長の考え、また公共交通会議に出ておられる副市長の考え、そのあたりが大きく作用するんじゃないかなと思いますので、市長、副市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 全般的な決算につきましては、冒頭に私のほうから報告をいたしております。あと、個々の具体的なことにつきましては、今、出たようなことについては、それぞれ担当部長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 市の財政状況についてですが、市長の考え方は今申されたとおりでございます。また、この財政状況につきましては、我々担当部局も常に市長に報告し、また市長の意向を把握しながら進めておりますので、ある程度その意向がお知らせできるんじゃないかなというふうに思っております。

まず、県下、全国で厳しい厳しいと言うけども、どれぐらいの位置だということにつきましては、指標については今おっしゃったとおり、実質公債費比率は19.9でございます。健全化の指標は25でございますが、許可が要らない率は御存じのとおり18%ということで、よくない状況、これは御存じのとおりでございます。

それと、将来負担比率、これも180.7、言われたとおりでございます。これも健全化の数値350に比べますと、余裕があるように見えるわけでございますが、いわゆる150億の標準財政規模の1.8倍もの負担をしなければならない借金があるということからいいますと、能力からいえば相当オーバーしておるといようなことで、市長のほうも常にめり張りをつけて、市民の方々に理解を得ながら、有効な財源活用を図らなければならないということをおっしゃっているところでございます。

ちなみに、県下全国の順位でございますが、実質公債費比率につきましては、まだ公表はされておりませんが、県下41市町の中では38番目、29の市ばかりの中では27番目でございます。さっきも言いましたように、危険と健全化というようなどこ

ろからは若干余裕がございますが、見ていただいたとおり厳しい状況ということが言えると思います。また、将来負担比率につきましては、県で41市町の中で37番、29市の中では同じく27番というふうな非常に低い数字でございます。

ちなみに、全国の状況におきましては、同じような数値で差がございませんが、いわゆるだんご状態でございますが、786の市がございまして、平成22年度では、そのうち実質公債費比率は720番、将来負担比率につきましては同じく786の市のうちで741番と、いずれも高くない、いわゆる悪いほうの部類になっておりますので、今後とも努力をしていかなければならないということでは思っております。

資料の提示でございますが、いつも資料については一定の条件のもとで試算をいたします。したがって、試算自体は可能でございますが、公表等につきましては、まずその都度その都度前提で数値が変わるということを御理解を願う中で、議長と協議をさせていただきまして提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、県産木材供給センターに関する事業体全体の決算並びに事業報告等々の関係で関係書類の提出を求めたいという質問でございますが、民間企業といえども当初の目的をしっかりと果たしているかというチェックの必要はあると思っております。今後、木材センターから資料を求める資料の中から随時報告を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうからは、フォレストステーション波賀の経営状況と、それから、地方バスの公共維持対策の交付金についてお答えをさせていただきます。

まず、最初に、フォレストステーションの前期の収支見通しと経営改善の方策について回答させていただきます。

冒頭、指定管理施設、特に観光等を目的とした施設については、平成20年秋からの経済不況、あるいは平成21年の台風9号、それと29号線の交通量の減少等から非常に大変厳しい状況となっております。御指摘のとおり、フォレストステーションでは、平成11年から第三セクターとして営業を始めて今年で14年目を迎えております。順調に収支が推移しておりましたけれども、近年、収支に赤字を計上するようになっておることは事実であります。

利用していただく方の減少を食い止めるとともに、人件費等の管理費の支

出も最小限に抑えるべく努力をされてきましたが、御指摘のとおり、平成23年度決算では3,486万4,000円の赤字決算となっております。

平成24年度当初資産が2,900万円余りとなり、大変厳しい状況となったことを受け、株式会社としての経営でありますけれども、宍粟市が最大の株主でもあることから、株主総会終了後もこれまで2回の取締役会を開催していただき、経営改善に最善の努力をしておるところであります。

御質問の上半期の収支の状況ですが、4月から8月までの5カ月間の決算の状況、それと、9月の見通しを加味して6カ月の状況ですけれども、経常利益で約350万円の黒字を今見込んでおります。参考までに、前年同期は1,500万円の赤字でありました。上半期対比をいたしまして約1,800万円の収支の改善を今見込んでおるところであります。

これから、下半期の予測は非常に閑散期のこともございますので、立てにくい状況ではあると思いますが、引き続いてフォレストステーションの経営の改善に最大限の努力をさせていただきますとともに、市といたしましても、第三セクターの設置の目的であります地域あるいは観光の振興、雇用の確保、都市の住民の方々との交流など、責務もございますので、これからの経営体制、設備の維持・修繕、経営戦略等のさまざまな課題がある中でありますけれども、引き続き指導等含め努力をしていく所存であります。何とか踏みとどまって、第三セクターとしての役割を果たすように、改善へと取り組む所存であります。

次に、経営改善についてですが、さきに触れましたとおり、2回の取締役会、フォレスト職員とのヒアリング等、課題を整理し取り組んでおります。具体的には、集客拡大のための営業努力、2番目に原価率の改善、3番目に料理の工夫と改善、4番目に職員のサービス向上、スキルアップ等を図ることを重点的にただいま取り組んでおるところでございます。人件費を含めた事務的経費につきましても、削減と効率化を図るべく取り組んでおります。

以上、現在の状況です。

続きまして、地方バス等の公共交通の関係ですけれども、平成23年度決算で、地方バス等の公共交通の維持確保補助金を6,276万1,022円計上をしております。これは、路線バスに係る県補助金の一部と市の補助金で、国からの補助金は先ほど申されたとおり、直接運行業者に交付をされております。特に、赤字路線を維持するために、国・県の補助金は不可欠であります。また、路線バス運行業者においても、路線維持のために自社努力を行っていただきながら、利用者の方にも相応の負担を求めて

いることから、現在の料金設定とせざるを得ない状況であります。

なお、市が運行をしておりますコミュニティバスの運賃は、ウエスト神姫の休止路線を中心に運行をしております、路線バスとの運賃の整合を図るということはおのずと必要なこととなっております。これを下回らないように、今、設定しておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ちょっと部長がそれぞれ答えられましたので、内容的なところはあれなんですけれども、財政の問題において、例えばいろんな過程が、条件があろうかと思うんですけれども、今、宍粟市の財政状況においては、将来的な一本算定になったときでもやっていけるような宍粟市の体制をつくらなければならないというふうなことで、人件費の削減等々に取り組んでおられると思うんですけれども、今現在として、もし一本化算定になった場合というふうなことを仮定すれば、そういう試算は可能なのであれば出していただきたいと思うんですけれども、これらの数字がもっと厳しい数字が出てくると思うんですよね、今現在、一本化算定したときの普通交付税がこれだけ入ってくるというふうなことを前提にすれば。ですから、そのあたりのところも議員としては、議会としては知っておいたほうがいいのではないかなというふうなことを私は思いますので、一定条件のもとに試算をしていただいて、今から7年後、8年後が一本算定になるわけでありましてけれども、一定の目安として、あんまり時間がかかるような複雑な計算でしたら結構ですけれども、簡単にもし目安としてできるようだったら、是非提出をしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

それと、県産木材供給センターについてでありますけれども、県産木材供給センターというのは、市が、私がさっきも言いましたように、あれだけの公的な投資をしたという理由には、林業という大きな公益的な機能を市としても支えるというふうな意味合いがあったと思います。ですから、やっぱり、木材供給センター、いろいろな企業が集まっておりますけれども、それらの企業業績が上がって、そして、実際宍粟市の山にある原木が切られて、そして搬出されてあそこに持って行かれる、それで、その量が増えることによって、搬出を業とする木材業も潤うというふうな、いわゆる連鎖的にそれぞれの宍粟市の今まで低迷しておった林業業者が潤っていくというふうな循環系のシステムにならないといけないと思うんですよね。そのためには、この供給センターが一つの核になって順調に動いていくということが大切

であるわけですから、そのあたりのところをやっぱり議会としてもしっかきチェックをしていける体制というのは、きちっと法的には何にも根拠はないですけども、チェックする必要はあるんじゃないかなと思いますので、やっぱり年次的な決算時期について、口頭ということではなしに、しっかりとした決算書で報告を求めるといことが、市においても大切なんじゃないかなと思います。

この2点について、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 財政状況の中で一本算定の御質問でございます。

御案内をしておりますように、今、一本算定に向けていろいろ人件費の削減であったり、施設の集積をやっているわけで、今、一本算定を出して、いたずらに資料を公表することについて何の意味があるのかなという、少し疑念を持っているところでございます。

交付税がもし一本算定の場合はこの数値は、既に委員会等でお示しをしております状況でありますので、それに基づいた数値がどうかということについては、少し検討させていただきたいなという思いをしております。

それから、木材供給センターの件につきましては、市も補助金も出してありますし、支援策もとっておりますので、できる限り支援も含めまして検討もしてまいりたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、通告の決算質疑は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第29号議案から第40号議案までの12議案は、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思ます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決します。

続いて、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

決算特別委員会委員に、2番、寄川靖宏議員、3番、木藤幹雄議員、5番東 豊俊議員、7番、伊藤一郎議員、12番、高山政信議員、13番、山下由美議員、14番、

岡前治生議員、16番、小林健志議員、17番、大上正司議員、18番、西本 諭議員。

以上、10名を指名いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました10名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会審査をよろしくお願い申し上げます。

会議の途中であります、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 第42号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第8、第42号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第42号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、一宮地区と波賀地区の学校給食を一宮学校給食センターに集積することにつきましては、市の行政改革大綱に基づき、具体的に平成21年から推進をしておりますが、一部に検証が不十分という要請もあり、改めて市民で構成する「宍粟市給食センター機能集積課題検証委員会」を設置し、安全で安心な給食を提供することに影響がないかなど機能集積による課題等検証をいただきました。その報告書に基づきまして、宍粟市教育委員会で協議された結果、波賀学校給食センターとしての機能を廃止し、一宮学校給食センターに機能を集積することが承認されたところであります。

この結果を受けまして、波賀給食センター機能を一宮給食センターに集約しても、安全で安心な給食の提供には問題がないと判断できることから、波賀学校給食センターを廃止し、一宮学校給食センターの名称を「一宮波賀学校給食センター」に変

更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今、市長から提案理由の説明がありましたけれども、今回、給食の嘆願書に端を発しているわけでありますけれども、その中で、私も昨日改めて嘆願書を読み直してみたいでありますけれども、安全性なり衛生基準云々かんぬんという理由も確かに書かれておりますけれども、一番の願いというのは、地域の子どもたちへ安全で安心な給食を地域でつくっていただきたいという思い、これを大きな願いにされている嘆願書であります。

そういうことで、一般質問でも申し上げて、教育委員会としては全会一致で決定したというふうなことでありまして、市長としても考え検討し直す余地はないというふうなことでありますので、こういうふうなことに、今回の提案に至ったとは思いますが、それで、あえてお聞きするわけでありますけれども、一つは、一般質問のときに、教育長が4日間かけて現場調査も含めて、8月27日の教育委員会で全会一致で廃止を決定したというふうなことを言われたわけでありますけれども、これはこの間の検証委員会の報告書が出されてから、その8月27日に決定されるまでの教育委員会の議事録ですね、これを是非提出していただいて私は精査を試みたいと思います。

といいますのは、なぜ教育委員会の事務局へ行って見せていただいてもいいわけでありますけれども、この間ずっと議事録を見させていただく中で、教育委員会の議事録は、次回の教育委員会でその議事録を見ていただいて承認していただいた後でなければ公表しないんだというふうなことをお聞きしておりますので、この議案の審議には当然教育委員会としてどういうふうな議論をされた結果、全会一致で廃止をよしとされたのか、そのことを知りたいので議事録の提出を求めるものであります。

それと、一般質問のときは、時間も短くなっておりましたので、検証委員会の内容も幾つか記録を取り上げるだけで、その疑義についてただすことはできなかったんですけれども、一つは、検証委員会の報告書についてお聞きしたいのは、検証委員会がこの文章を、報告書をつくられた日付が平成24年6月30日となっております。

教育委員会での受け付けは、平成24年7月24日というふうなことになっておるんですけれども、この時間的な大きな差というのは、これは報告書側の理由によるものなのか、それとも教育委員会側の理由によるものなのか、そのあたりまず1点お聞きしたいと思います。

それと、もう一つは、一般質問の中でも言いましたけれども、検証委員会のまとめの13ページの中に、「検証期間が終わってから給食の質が落ちた」とか、「元に戻してほしい」という声が聞かれ、「機能集積による質の低下が懸念されることをつけ加えておく」でありますとか、あと、「機能集積による給食センター職員の負担増が懸念される」とか、あと、「検証期間中は大きな問題が生じなかったが、その後、質の低下が顕著である。手を抜いているのでは等の児童生徒及び保護者からの厳しい意見が検証委員会に寄せられた。それにより今後への期待は大きく後退したことをつけ加えておく」というふうなことを検証委員会のまとめとして書かれておるんですね。このことについては、どういうふうに判断をされたのか、当然、議事録を見ればわかることかもしれませんが、大切なことなのでお聞きしたいと思います。

それと、検証委員会のまとめの中に、「今回のことについては、よりよい教育環境の整備とは逆行していると言わざるを得ない」と、「検証委員会としては、引き続き学校給食センターの存続廃止を含めた地域課題を市民行政が議論できる場を設定していただくことを要望する」と。また、「その具体的な方策について回答を求める」というふうに書かれておるわけでありましてけれども、このことについてはどう対応されたのか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、大きく4点の御質問だったかなというふうに認識をしております。

まず、1点目の議事録の提出の件でございますが、議事録署名がされ確定したものを議長と調整をさせていただいて提出をさせていただきたいというふうに思います。

それから、報告書の受付日と報告書の日付の乖離でございますが、これはもともと6月末を目途に検証をさせていただいておりました。そして、最終の検証委員会が

第5回で6月26日の時点で、この6月末を目途に調整しようということでしたが、この最終的な調整に時間が要しました。そして、実際に市に提出されたのが7月24日でありますので、こういう形になっておるところでございます。

次に、検証期間終了後の給食の質が落ちたというような報告書の記載の部分についてでございますが、教育委員会事務局といたしましては、現場の職員は、日々子どもたちのために安全・安心な給食を提供してくれていると思っております。そうしたことも踏まえまして、こういう検証期間でございましたが、1学期の終了時、そして2学期が始まる前に、一宮給食センターの職員を集めていろいろと協議をし、安全・安心の部分、あるいは御指摘にございました職員の負担の部分についても協議を重ね改善をして、結果といたしまして、安全・安心の給食が提供できるというふうに思っております。

もう1点、市民と行政が議論ができる場の設定につきましては、ここにも書いてございますように、さまざまな地域課題ということが根底にございますので、その部分につきましては、市長部局にお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 決定をされた8月27日の議事録、これを早急に、今日の午後、多分総務文教常任委員会が開かれると思いますので、できたらそれに間に合わせていただきたいなと私は思ったんですけど、それが無理であるとしても早急に出せるということは確約できるのでしょうか。

それと、日付の件はそういうふうな行き違いが手続上の問題であるというふうなことであつたら仕方がないと思えますけれども、検証期間中のことでありますけれども、中を読んでみましたら、先ほども言いました給食センターの職員の負担増というふうなところで、実際に職員が研修期間中に、検証の反省点というふうなところで会議しておられるような中身が一部掲載されておるんですけども、やっぱり、給食数が増えた分、時間がかかることを実感したというふうなこともありますし、ほかのところからも手間がかかったというふうな記述もあります。それでありまして、具体的には、人手が足りなかったとか、本来は3、4名でやるところを2名減でやったとかいうふうなところがあって、その人的配置のことについてもいろいろ現場からの声も出されております。

それで、今までは仮の期間というふうなことで、実証実験の後も引き続き一宮からというふうなことできたわけでありましてけれども、今回は10月1日施行とされて

おりますので、10月1日からは本格的に一宮でつくって一宮から配送するというふうなことになるわけですが、そういうことで、そういう職員の人的配置でありますとか、所長の場合は正職員でありますから、人事配置で対応できると思うんですけれども、今、従来波賀でおられた調理員の方の処遇は具体的にどうなるのか。また、この間も議論しました食育を担う学校栄養職員については、波賀は兼職であるけれども、身分が臨時であるというだけで、実際配置はされておいて、同じ仕事をするんだというふうに聞いておりますけれども、その学校栄養職員の配置というふうなことはどういうふうになるのか。そのあたりのところを具体的に、もう10月1日ですから、もう決まっておると思いますので、その実証期間中からは改善されておるのかどうかということも含めて、実証期間中は人が足りなくて大変だというふうな記録が残っておりますので、そのあたりどう対応されているのか、お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 大きく3点御質問いただいたと思っています。

会議録につきましては、27日の部分につきましても提出ができるというふうに思っております。

それから、職員の負担増等々の部分でございますが、御指摘の部分は、検証報告書の9ページに記載のあります4月11日から13日の検証の反省点のところだというふうに思っておりますが、この部分につきましては、検証期間ということ、それから、4月11日から、実際給食が1学期から始まりました。この職員のいろいろと課題とかいうものにつきましても、委員会から求められたものではなく検証していただく我々事務局の立場として、実際の現場の職員はこの3日間でどうだったかということを取りをいたしまして、あえて検証委員会に御報告をして御指摘をいただきました。そうした経過でございますが、やはり波賀から来られた方もいらっしゃいます。御存じのとおり、給食の職場というのは、1人マンパワーが増えたからすぐに対応できるというものではございません。熟練が必要とされます。そういったところでこの3日間においてはいろんな課題が見えてまいりました。そういったものを現場の職員といろいろと話をする中でいろんな改善を重ね、克服をしてまいりました。

先ほど申し上げましたが、繰り返しになりますが、1学期の終了時点で少し課題も、積み残しの部分もございました。それを夏休み中に少し工夫をする中で、せんだって2学期の給食が始まるということで、私も出向いてそういう職員と調整を

させていただいて、確認をさせていただきますと、人的配置についても今の体制で支障がないと、こんな判断をしたところでございます。

それから、最後に、栄養職員の配置の部分でございますが、基本的には本年度については、そういった体制で臨みたいというふうなことを現在検討しているところであります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、通告のありました質疑を終わります。

ただいま議題となっております第42号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第42号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第43号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第9、第43号議案、宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第43号議案、宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結につきまして説明を申し上げます。

今回の業務の概要につきましては、合併前の旧町で整備された地図情報につきましては、宍粟市発足以降においても個別に維持管理をしてまいりましたが、業務水準の平準化と維持経費の削減の観点から、これらの地図情報の統合を図り、地図情報未整備地域の紙の図面の電子化と新規地図の情報の作成を委託するものであります。

この業務の実施に当たりまして、去る平成24年8月29日にプロポーザル方式による業者選定を実施した結果、兵庫県神戸市中央区磯部通3丁目2番11号、アジア航測株式会社神戸支店支店長、中井茂人と契約金額1億8,390万7,500円で委託契約を締結しようとするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議ないようでございます。御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第43号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第10 第44号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第10、第44号議案、山崎小学校校舎改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第44号議案、山崎小学校校舎改築工事請負契約の締結につきまして説明を申し上げます。

山崎小学校の南校舎は昭和35年、北校舎は昭和48年にそれぞれ建設をされまして、施設の老朽化や耐震上も早急に改善が必要な状況となっております。

このような状況を受けまして、児童の安全性を確保するとともに、良好な教育環境の整備を図るため、校舎の全面的な改築を実施するに当たりまして、学校、PTA、地域の自治会等関係者と建て替え位置等について意見を交換をしまして、その結果等を受けまして、新しい校舎は現在の校舎の位置に建設することに決定をいたしました。

この工事の実施に当たり、去る平成24年9月6日に入札を執行した結果、ハマダ・宮藤特定建設工事共同企業体、代表者は姫路市網干区新在家1261番地の12、株式会社ハマダ、代表取締役帽田泰輔。構成員といたしまして、宍粟市山崎町庄能247番地、宮藤建設株式会社代表取締役宮藤 淳と契約金額10億2,270万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

以上あります。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第44号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月28日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

(午前11時18分 散会)